熊本県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領の取扱い等に関する事務取扱要綱

平成３０年２月１日制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第77条第１項に規定する療養費のうち、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費（以下「施術療養費」という。）の支給において、施術を提供する者（以下「施術者」という。）が、後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）からの委任を受けて行う療養費の支給申請及び受領（以下これらを「代理受領」という。）の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　被保険者　法第50条から第55条の2に規定する被保険者をいう。

(２)　代理受領　被保険者から委任を受けた施術者又はその者が勤務する施術所の開設者が、法及びはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（平成16年10月１日保医発第1001002号）に基づき、当該被保険者に係る施術療養費の支給の申請手続を代行及び当該施術療養費を受領することをいう。

(３)　代理受領者　代理受領を行う施術者又はその者が勤務する施術所の開設者をいう。

（代理受領の届出）

第３条　代理受領の取扱いを希望する施術者は、熊本県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）に対し、施術師、施術所、法人又は団体等に関する事項について、はり師、きゅう師・あん摩マッサージ指圧師代理受領施術者登録申請書(以下「登録申請書」という。)（様式第１号）及びその内容を証する書類により、届出をしなくてはならない。

２　広域連合長は、前項の届出があったときは、登録申請書及びその内容を証する書類を受領し、届出内容を点検するものとする。

（届出事項の変更等）

第４条　前条の届出を経て代理受領を行う者（以下「代理受領者」という。）は、広域連合長に対し、届出内容に変更が生じたときは、登録変更（辞退）届出書（様式第２号）により、変更の届出をしなくてはならない。

２　広域連合長は、前項の届出があったときは、登録変更（辞退）届出書及びその内容を証する書類を受領し、届出内容を点検するものとする。

（支給申請）

第５条　被保険者は、施術療養費の支給の申請手続を代理受領者に代行させることができる。

２　前項の規定により代理受領者が施術療養費の支給を申請するときは、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第47条に基づき、施術を行った月ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類（以下「申請書」という。）に広域連合長が必要と認める書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

(１)　はり師又はきゅう師の施術に係る施術療養費の支給を申請する場合

熊本県後期高齢者医療療養費支給申請書（はり・きゅう用）（様式第３号）

(２)　あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る施術療養費の支給を申請する場合

熊本県後期高齢者療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）（様式第４号）

３　施術の開始に際して得る医師の同意書は、原則、被保険者自身がかかりつけの医療機関から得るものとする。

４　第２項の申請書への被保険者の署名は、被保険者自らが行うものとする。ただし、被保険者が署名できない場合は、親族等の代筆によることを認め、正当な理由なく被保険者自らによらない署名がなされた申請書は返戻するものとする。

５　被保険者の住民票上の住所と往療先の住所が異なる場合は、往療先の住所及び往療を必要とする理由を必ず摘要欄に記載するものとする。また、往療先が介護老人福祉施設やその他被保険者が入居する施設である場合は、施設名称を併せて記載するものとする。

（被保険者への申請内容確認）

第６条　広域連合長は、被保険者が初療である場合において当該被保険者における施術内容の把握に資するため、提出された申請書につき当該被保険者に確認するものとする。

（施術録等）

第７条　被保険者への施術を行った施術者は、療養費の支給対象となる施術について、療養費支給申請書における療養を受ける者の氏名欄、施術内容及び同意記録欄への記載事項のほか、施術月日ごとの施術内容や経過、医師の再同意記録、施術所所見等を網羅する施術録を患者ごとに整備し、当該施術者又は施術所は施術完結の日から５年間保管するものとする。

２　施術者、施術所又は代理受領者（以下「代理受領者等」という。）は、療養費の支給対象となる施術については、業務日報及び被保険者ごとの一部負担金の納付額や納付年月日等を網羅する一部負担金徴収簿を整備し、施術完結の日から５年間保管するものとする。

（調査等）

第８条　申請書の内容に疑義が生じた場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。

(１)　広域連合長は、法第60条及び第137条の規定により、当該申請書に係る被保険者等に対し、施術状況等の調査を実施するものとする。

(２)　代理受領者等は前条に定める種類その他広域連合長が必要と求める書類の閲覧、提出等を求められた場合は、これに応じるものとする。

(３)　第２号の書類の閲覧、提出等の求めにおいて、施術所の熊本県内のはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師で構成する社団法人の会員（以下「社団法人の会員」という。）が勤務している場合は、当該社団法人に立会い等の協力を求めるものとする。

(４)　広域連合長は、第１号及び第２号の規定による調査等を行う間は、支給前のすべての施術療養費について、支給を保留することができる。

（医療機関等への照会）

第９条　広域連合長は、施術療養費の支給に関して必要があると認めるときは、当該施術療養費に係る施術についての同意書を発行している医療機関等に対し、その内容について照会し、協力を求めるものとする。

（改善の要請等）

第10条　広域連合長は、代理受領の取扱いにおいて不適正な事実が認められたときは、代理受領者に対してその事実を通知し、事務改善を求める必要がある場合には、改善に関する誓約書の提出を求めるものとする。

２　前項の規定により改善に関する誓約書の提出を求められた者は、速やかに提出に応じなければならない。

３　第１項に基づく改善の要請を行う際に、施術所に社団法人の会員が勤務している場合は、当該社団法人に改善等の指導協力を求めるものとする。

４　広域連合長は、代理受領者が過失により不適切な施術療養費の支給申請を行っていたことが判明した場合は、原則、過去１年間遡及して自主点検を行わせた上、返還すべき施術療養費の額を申し出させるものとする。

５　前項の申し出を受け、代理受領者との協議を経て確定した返還額について、広域連合長は、熊本県後期高齢者医療療養費返還額決定通知書（様式第５号。以下「返還額決定通知書」という。）により当該対象者に通知するものとする。

６　前項の規定により返還額決定通知書を受けた者は、速やかに当該返還額を返還しなければならない。

（代理受領の取扱いの中止）

第11条　広域連合長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、代理受領の取扱いを中止することができる。

(１)　故意又は重大な過失により、施術療養費の申請内容に不正な事実があると認めるとき。

(２)　その他代理受領の取扱いを認めることが不適当と広域連合長が認めるとき。

２　前項の規定による代理受領の取扱いの中止の対象となる者（以下「対象者」という。）

は、次の各号に掲げるものとする。

(１)　代理受領者（代理受領者が組合・団体等であって、その会員等である施術所等が第１項に該当するに至った場合において、その該当事由について代理受領者の関与がなく、かつ、その施術所等の事業運営について適切な管理・監督がおこなわれているときを除く。）

(２)　 故意又は重大な過失により、不正に関与した代理受領者の施術師及び従業員

(３)　 第１号の代理受領者が法人であるときは、その役員

３　広域連合長は、第１項の規定により代理受領の取扱いの中止を決定したときは、速やかに熊本県後期高齢者医療療養費代理受領取扱中止決定通知書（様式第６号）及び返還額決定通知書により当該対象者に通知するものとする。

４　前項により返還額決定通知書を受けた者は、速やかに当該返還額を返還しなければならない。

５　代理受領の取扱い中止の期間は、中止の決定を通知した日から起算して５年とする。ただし、５年を経過するまでの間に返還金を完納していない場合は、当該返還金が完納するまでの間、取扱いの中止を延長するものとする。

６　広域連合長は、第１項の規定により代理受領の取扱いを中止したときは、関係機関等に周知するものとする。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行前に提供した施術に係る代理受領の取扱い等については、なお、従前の例によるものとする。